2　（略）

3　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　配置販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

六　（略）

4　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名

七　（略）

5　（略）

6　医薬品販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　店舗等管理者又は第一項第七号、第三項第四号若しくは第四項第四号に掲げる事項の変更　変更後の店舗等管理者又は薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者の薬剤師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し、医薬品販売業者とこれらの者との関係を証する書類及び変更後の店舗等管理者が登録販売者である場合にあってはその者が第百二条第二号イからハまでのいずれか（第百八条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第百十条の三第一号から第三号までのいずれかに該当する登録販売者であることを証する書類

五　（略）

7　（略）

（高度管理医療機器等営業所管理者の基準）

第百十九条　法第三十九条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は貸与を実地に管理する者については、この限りでない。

一　（略）

二　都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

2　（略）

3　法第三十八条第二項において配置販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　配置販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

六　（略）

4　法第三十八条第二項において卸売販売業について準用する法第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　卸売販売業者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員

七　（略）

5　（略）

6　医薬品販売業者（店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者をいう。以下同じ。）は、前項の規定により提出する届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

四　店舗等管理者又は第一項第七号、第三項第四号若しくは第四項第四号に掲げる事項の変更　変更後の店舗等管理者又は薬事に関する実務に従事する薬剤師若しくは登録販売者の薬剤師免許証又は第百十五条の九第二項に規定する販売従事登録証の写し、医薬品販売業者とこれらの者との関係を証する書類及び変更後の店舗等管理者が登録販売者である場合にあってはその者が第百二条第二号イ若しくはロ（第百八条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第百十条の三第一号若しくは第二号に該当する登録販売者であることを証する書類

五　（略）

7　（略）

（高度管理医療機器等営業所管理者の基準）

第百十九条　法第三十九条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。ただし、高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体の販売若しくは貸与又は電気通信回線を通じた提供のみを行う営業所においてその販売又は貸与を実地に管理する者については、この限りでない。

一　（略）

二　農林水産大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者